

金沢美術工芸大学科目等履修生等に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成 22 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。）第 54 条及び金沢美術工芸大学大学院学則（平成 22 年規程第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 34 条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生及び特別科目等履修生（以下「科目等履修生等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「伝統工芸聴講生」とは、科目等履修生のうち、地元の伝統工芸、伝統産業に寄与することを目的として、受講する者をいう。

(収容人員)

第 3 条 科目等履修生等の収容人員は、若干人とする。

(履修期間)

第 4 条 科目等履修生等の履修期間は、1 年とする。ただし、履修科目によっては、1 年未満とすることができる。

(入学の時期)

第 5 条 入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第 6 条 科目等履修生として入学することのできる者は、大学学則第 49 条に定める者とする。

2 伝統工芸聴講生として入学することのできる者は、前項に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- (1) 伝統工芸に関係する事業所等から推薦のある後継者若しくは自ら伝統工芸の伝承に寄与しようとする者
- (2) 原則として年齢満 30 歳未満の者
- (3) 原則として金沢市内在住者

3 修士課程特別科目等履修生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。また、博士後期課程特別科目等履修生として入学できる者は、大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(出願の手続)

第 7 条 科目等履修生等として入学を志願する者は、次の各号に定める書類等を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生にあつては科目等履修願書（伝統工芸聴講生にあつては、入学願書）、特別科目等履修生にあつては特別科目等履修願書
- (2) 履歴書及び写真 1 枚
- (3) 最終出身校の卒業証明書、特別科目等履修生にあつては修了証明書及び成績証明書
- (4) 現に職にある者は、雇用主等の承諾書
- (5) 住民票の写し

(入学の許可)

第 8 条 科目等履修生の入学は、関係する専攻等及び教務委員会において審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。

2 特別科目等履修生の入学は、関係する専攻及び大学院運営委員会において審査し、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前 2 項の選考は、提出された書類により行う。ただし、面接又は作品若しくは論文の提出を求めることがある。

(履修科目)

第 9 条 科目等履修生等は、許可された授業科目に限り履修することができる。

(修了証書等の交付)

第 10 条 科目等履修生等がその履修した授業科目について、願い出があったときは、本学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、修了証書又は成績単位取得証明書を交付する。

(授業料等)

第 11 条 科目等履修生等の入学金及び授業料については、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成 22 年規程例第 56 号）の定めるところによる。ただし、伝統工芸聴講生の授業料及び博士後期課程の開講受講科目のうち研究領域研究指導の授業料は、10 単位履修に相当する額を徴収する。

(学則等の準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生等に関する取扱いについては、大学学則及び大学院学則の規定を準用するほか、必要事項については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。